2. 働き方改革関係

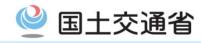
働き方改革の推進に向けた 受発注者双方の取組について

受発注者に関する責務規定の定め方について



		規定されている受発注者の責務の例
国等の公的主体が策定 民間団体が策定	建設業法等	・見積もりの努力義務及び注文者から請求があった場合 の提示義務(業法20条)
	中建審策定の約款	・設計図書に基づく請負代金内訳書及び工程表を作成し 承認を受ける義務(公共約款3条A)
	通知・ガイドライン	・社会保険の法定福利費などの必要経費について、請負 代金内訳書に明示する義務(適正工期ガイドライン) ・下請代金はできる限り現金払いとする(建設業法令遵
	(例) ・適正な工期設定等のためのガイドライン ・建設業法令遵守ガイドライン ・民間工事指針 等	守ガイドライン) ・建設業法に基づき、受発注者が対等な立場で公正な契 約を締結するため、工事内容や請負代金等について適 切に協議を実施(民間工事指針)
	民間(旧四会)連合約款	・請負代金内訳書及び工程表を提出しその承認を受ける 義務(民間約款4条)
	業界団体による 自主的な取組	・特に法定福利費つい ては 、内訳が明示された標準見 積書等の式により提出(下請取引適正化とな受注活動 の徹底に向けた自主行動計画)
定	・日建連 自主行動計画 等	1

公共工事と民間工事における受注者の規律(建設業法等)



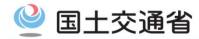
規律		規律	公共工事	民間工事	制定年
受注者に対する規律		建設工事の見積り	・見積りの努力義務及び注文者から請求があった場合の提示義務(業法§20)		平成6年
		下請代金の支払	・請負代金の支払を受けてから1月以内に、下請に対して下請代金を支払う義務(業法 § 24の3)		昭和46年
		下請負人に対する指導	・下請負人が当該工事の施工に関し法令の規定に違反しないよう指導する義務(業法 § 24の6)		昭和46年
		監理技術者の配置要件	・4,000万円以上(建築一式工事は6,000万円以上)の下請契約を締結する場合(業法§26II)		昭和46年 ※平成28年に要件となる金額 を引き上げ
	受注者に	主任技術者・監理 技術者の専任要件	・公共性のある施設・工作物又は多数の者が利用する施設・工作物で、契約金額が3,500万円以上 (建築一式工事は7,000万円以上)の場合(業法 § 26 III)		昭和24年 ※平成28年に要件となる金額 を引き上げ
	う対する	一括下請負の禁止	•全面禁止(入契法 § 12)	・共同住宅の新築以外の工事で、発注者から書面 による承諾を得たときは、一括下請負が可能(業 法 § 22)	昭和24年 ※公共全面禁止は平成12年~ ※新築共同住宅全面禁止は 平成18年~
	規律	施工体制台帳の作成、 備置き	・全ての工事において作成、備置きが必要(入 契法 § 15)	・特定建設業者のみ作成、備置きが必要 (業法 § 24の7)	平成6年 ※全ての公共工事での 作成義務は平成26年~
		経営事項審査の受審	・事業年度ごとに受審義務(業法 § 27の23) (各発注者の入札参加資格要件に位置付け)	・義務無し	平成6年 ※審査そのものは昭和36年~
		許可行政庁による指導、 助言、勧告	・許可行政庁から建設業者に対して指導、助言、勧告が可能(業法 § 41)		昭和36年
		許可行政庁による公取 への措置請求	・不当に低い請負代金で契約を締結し、独禁法違反と認められるときは、公取に対して独禁法に基づく措置を請求することが可能(業法 § 42) ※過去の発動事例無し		昭和46年

公共工事と民間工事における発注者の規律(建設業法等)



規律		公共工事	民間工事	制定年	
発注者に対する規律	契約内容の明示	・書面の交付義務(契約当事者双方の義務) (業法 § 19)		昭和24年	
	不当に低い請負代金の禁止	・自己の取引上の地位を不当に利用した、原価に満たない金額での請負契約締結の禁止(業法 § 19の3) →違反した場合、許可行政庁による勧告(業法 § 19の5)	・自己の取引上の地位を不当に利用した、原価に満たない金額での請負契約締結の禁止(業法§19の3) →勧告規定無し(ただし、発注者が建設業者の場合は、業法§42により、必要な助言指導が可能)	昭和46年	
	発注見通しや入札契 約の過程の公表	·公表義務(入契法 § 4~ § 8)	・義務無し	平成12年	
	発注者による入札金 額の内訳の提出	・内訳を記載した書類の提出義務(入契法 § 12)	・義務無し	平成26年	
	受注者が欠格事由に 該当する場合の許可 行政庁への通報	•通報義務(入契法 § 11)	・義務無し	平成12年	
	発注者の責務	 ・予定価格の適正な設定 ・適正な予定価格に沿った速やかな契約締結 ・最低制限価格の設定 ・適正な工期の設定 ・適切な設計図書の変更及び請負代金の額又は工期の変更 ・施工状況の確認及び評価の実施 (品確法§7各号) ・監督や検査の実施(会計法§29の11、地方自治法§234の2) 	・義務無し	平成26年 (品確法部分) 昭和36年 (会計法部分) 昭和38年 (地方自治法部分)	

建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン



(平成29年8月28日 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議 申合せ)

1. ガイドラインの趣旨等

- 働き方改革実行計画(H29.3.28)において、一定の猶予期間の後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制を適用することとされた。
- これに向けて、<u>建設業の生産性向上に向けた取組</u>と併せ、適正な工期の設定等について民間も含めた<u>発注者の取組が必要</u>。
- 本ガイドラインは、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を指針(手引き)として取りまとめたもの。

ガイドラインの内容

2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

- (1)請負契約の締結に係る基本原則
- 受発注者は、法令を順守し、双方対等な立場に立って、請負契約を締結。

(2) 受注者の役割

- 受注者(いわゆる元請)は、下請も含め建設工事に従事する者が<u>長時間労働を行うことを前提とした不当に短い工期となることのないよう、適正な工期で</u>の請負契約を締結。
- 民間工事においては工期設定の考え方等を受発注者が適切に共有。

(3) 発注者の役割

- 発注者は、施工条件等の明確化を図り、適正な工期での請負契約を締結。
- (4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化
- 受発注者は、工事実施前に情報共有を図り、各々の役割分担を明確化。

3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組

- (1) 適正な工期設定・施工時期の平準化
- 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。
 - ・ 建設工事に従事する者の休日(週休2日等)の確保
 - ・ 労務、資機材の調達等の「準備期間」や施工終了後の「後片付け期間」
 - ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数 等

- 週休2日等を考慮した工期設定を行った場合には、必要となる共通仮設 費などを請負代金に適切に反映。
- 受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダンピング」を行わない。
- <u>予定された工期での工事完了が困難な場合</u>は、受発注者双方協議のうえ で適切に工期を変更。
- 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。

(2) 社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保

○ <u>社会保険の法定福利費などの必要経費について、請負代金内訳書に明</u> <u>示</u>すること等により、適正な請負代金による請負契約を締結。

(3) 生産性向上

- 受発注者の連携により、建設生産プロセス全体における生産性を向上。
- 受注者は、工事現場のICT化等による施工の効率化を推進。

(4)下請契約における取組

- <u>下請契約においても</u>、長時間労働の是正や週休2日の確保等を考慮して <u>適正な工期を設定</u>。
- 下請代金は、できる限り現金払いを実施。
- 週休2日の確保に向け、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意。
- 一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。

(5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用

○ 工事の特性等を踏まえ外部機関(CM企業等)を活用。

4. その他(今後の取組)

〇 建設工事の発注の実態や長時間労働是正に向けた取組を踏まえ、 $本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂。<math>_{A}$

建設業法令遵守ガイドラインの改訂について



背景

○下請代金の支払手段に係る動き

平成28年12月に下請中小企業振興法に基づく振興基準等が改正され、下請代金の支払手段について見直し。

○関係法令の改正

建設業法施行令が改正され、物価上昇及び消費税増税等を踏まえ、施工体制台帳の作成等を要する金額要件を引き上げ。

改正概要

○下請代金の支払手段について項目を追加

下請中小企業振興法に基づく振興基準等の改正を踏まえ、下請代金の支払手段に係る項目を追加し、 下記内容について明記。

- ① 下請代金はできる限り現金払い
- ② 手形等による場合は、割引料を下請事業者に負担させることがないよう、下請代金の額を十分協議
- ③ 手形期間は120日を超えてはならないことは当然として、将来的に60日以内とするよう努力

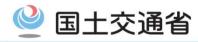
○違反行為事例の充実

立入検査で多く見られる違反(のおそれのある)行為事例を追加。

○関係法令の改正への対応

平成28年6月1日施行の建設業法施行令の改正内容を反映させるため、帳簿の添付書類である施工体制台帳等の作成金額要件について改正。

民間工事の適正な品質を確保するための指針(民間工事指針)について



指針の趣旨等

- ○民間建設工事の適正な施工を図るためには、請負契約に先立ち、具体的な施工上のリスクについて受発注者間で情報共有を図り、 リスク負担について適切に協議を行うことが必要。
- ○施工上のリスクに関する基本的考え方や協議項目等に関する基本的枠組みを民間工事指針としてとりまとめることで、円滑な工事施工が図られ、消費者が安心して住宅購入や施設利用を行うことが期待。
- ⇒ 7月14日に策定し、同日、関係団体宛に通知を発出。(民間発注者団体3団体、建設業関係団体105団体)

指針の構成

□事前調査の重要性

現場不一致等を防ぎ、工事を円滑に進めるために、調査会社の調査結果や専門的知見を活用して必要な事前調査を実施。

□必要な情報提供の実施

発注者が工事条件等について情報提供するとともに、施工者が工事経験等を基に専門的な見解を提案し、情報共有を図る。

□関係者間の協力体制の構築

関係者間が事前調査等の情報を共有して、以下の協議項目について施工上のリスクに関する協議を行い、共通認識を持った上で請負契約を締結することが必要。

口適切な工事請負契約の締結

建設業法に基づき、受発注者が対等な立場で公正な契約を締結するため、工事内容や請負代金等について適切に協議を実施。

具体的な協議項目

□事前協議の項目(12項目)

- ○地中関係(支持地盤深度/地下水位/地下埋設物/土壌汚染)
- ○設計関係(設計図書との調整/設計間の整合)
- ○資材関係
- ○周辺環境(近隣対応/騒音振動/日照阻害等)
- ○天災(地震、台風等)
- ○その他(法定手続き)

<協議項目の例>

■支持地盤深度に関する基本的考え方

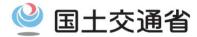
適切な事前調査を行っても想定できないような施工上のリスクが発現し、杭長の再設計が必要となる場合の追加費用や工期延 長の負担等について、予め受発注者間で協議を行う。

■設計図書との調整に関する基本的考え方

不確定部分を残したまま工事契約を締結して、施工中に設計 修正等が必要となる場合の追加費用の負担等について、設計者 からの適切な情報提供を受け、予め受発注者間で協議を行う。

日本建設業連合会 自主行動計画の概要

協力に係る参考事例



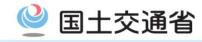
項目	主な実施事項
基本的考え方	以下の原則を確認するとともに、I. 及びII. に基づき、下請取引の適正化について取り組む。 ・建設業法等関係法令、建設業法令遵守ガイドライン等を遵守 ・協力会社との双方向コミュニケーションを強化し、相互信頼に基づく対等なパートナーシップを形成 ・主要な協力会社との共存共栄 ・協力会社とともに担い手の処遇改善を推進 ・行き過ぎた重層下請け構造の改善(可能な分野で原則二次まで)
I.下請取引の適正化	(1) 合理的な請負代金と工期の決定 ・十分な見積期間の設定。工事内容や代金支払時期・方法等、具体的な見積条件の提示。 ・見積りの際に、法定福利費等処遇改善に必要な経費などを適切に考慮するよう、協力会社へ要請。 ・根拠のない工期短縮の要請は現に慎み、適正な休日の確保について十分留意。 (2) 適正な請負契約の締結 ・建設業法に規定の14項目を記載した契約書を、着工前に取り交わすことを徹底。(追加・変更含む。)・下請契約の締結にあたっては、双方が対等な立場で協議することを徹底。 (3) 下請代金支払の適正化 ・できる限り現金払とし、手形併用の際は、現金比率を高めることに留意。労務費相当分の現金払を徹底。 ・手形の現金化にかかる割引料等のコストが協力会社の負担とならないよう、下請代金の額を十分協議。・手形期間は120日以内で、できる限り短い期間とし、将来的に60日を目標として改善に努める。 (4) 協力会社に対する普及啓発・支援活動及び定期的なフォローアップ・協力会社が行う建設技能者の活用・育成活動への支援。・実施事項の定期的フォローアップ及び結果のフィードバック。 等
Ⅱ.適正な受注活動の徹底	(1) 適正価格での受注の徹底 原則、「不当に低い請負代金」での発注には応じない。建設技能者の処遇改善に必要な費用を十分考慮して受注。 (2) 適正工期の確保 民間発注者との契約締結に当たって、十分に協議を行った上で工期を設定。短い工期で契約する場合は、短工期での施工に必要な費用を前提とした請負価格での契約に努める。 等 (3) 適正な契約条件等の確保 標準的な約款に沿った契約を締結するよう発注者に働きかけ。長期手形を交付しない、引渡し終了後の速やかな支払等、適正な支払い条件の確保を発注者に働きかけ。
別紙 元請企業と協力会社の連携・ 協力に係る参考事例	1. 本自主行動計画の内容の普及・啓発にあたっての活用できる参考事例 ①ガイドラインや通達の周知、②講習会・説明会、意見交換会の開催 2. 協力会社や建設技能者に対する支援に向けた参考事例

④協力会社の経営安定、成長に向けた支援

①人材採用に対する支援、②技能者教育・訓練に対する支援、③資格取得支援、優良技能者制度、

7

検討の視点の例

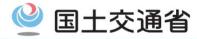


○ 例えば「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」(以下適正 工期ガイドライン)に盛り込まれている受発注者の取組のうち、法令や約款などで 制度化することにより、一層の推進が図られるものとしてどのようなものが考えら れるか。

(例) 適正工期ガイドラインに記載されている受発注者の主な取組

- ・受注者(いわゆる元請)は、建設工事に従事する者が長時間労働を行うことを前提 とした不当に短い工期となることのないよう、適正な工期での請負契約を締結(違 法な長時間労働に繋がる「工期のダンピング」を行わない)。
- ・下請契約においても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を考慮して適正な工期 を設定。
- ・下請代金は、できる限り現金払いを実施。
- ・発注者は、施工条件等の明確化を図り、適正な工期での請負契約を締結。
- ・予定された工期での工事完了が困難な場合は、受発注者双方協議のうえで適切に 工期を変更。

建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン(再掲)



(平成29年8月28日 建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議 申合せ)

1. ガイドラインの趣旨等

- 働き方改革実行計画(H29.3.28)において、一定の猶予期間の後、建設業に時間外労働の罰則付き上限規制を適用することとされた。
- これに向けて、建設業の生産性向上に向けた取組と併せ、適正な工期の設定等について民間も含めた発注者の取組が必要。
- 本ガイドラインは、受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項を指針(手引き)として取りまとめたもの。

ガイドラインの内容

2. 時間外労働の上限規制の適用に向けた基本的な考え方

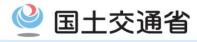
- (1) 請負契約の締結に係る基本原則
- 受発注者は、法令を順守し、双方対等な立場に立って、請負契約を締結。
- (2) 受注者の役割
- 受注者(いわゆる元請)は、下請も含め建設工事に従事する者が長時間労 働を行うことを前提とした不当に短い工期となることのないよう、適正な工期で の請負契約を締結。
- 民間工事においては工期設定の考え方等を受発注者が適切に共有。
- (3) 発注者の役割
- 発注者は、施工条件等の明確化を図り、適正な工期での請負契約を締結
- (4) 施工上のリスクに関する情報共有と役割分担の明確化
- 受発注者は、工事実施前に情報共有を図り、各々の役割分担を明確化。
- 3. 時間外労働の上限規制の適用に向けた取組
- (1) 適正な工期設定・施工時期の平準化
- 工期の設定に当たっては、下記の条件を適切に考慮。
 - ・ 建設工事に従事する者の休日(週休2日等)の確保
 - ・ 労務、資機材の調達等の「準備期間」や施工終了後の「後片付け期間」
 - ・ 降雨日、降雪・出水期等の作業不能日数

- 调休2日等を考慮した工期設定を行った場合には、必要となる共通仮設 費などを請負代金に適切に反映。
- 受注者は、違法な長時間労働に繋がる「工期のダンピング」を行わない。
- 予定された工期での工事完了が困難な場合は、受発注者双方協議のう えで適切に工期を変更
- 発注見通しの公表等により、施工時期を平準化。
- (2) 社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保
- 社会保険の法定福利費などの必要経費について、請負代金内訳書に明 示すること等により、適正な請負代金による請負契約を締結。
- (3) 生産性向上
- 受発注者の連携により、建設生産プロセス全体における生産性を向上。
- 受注者は、工事現場のICT化等による施工の効率化を推進。
- (4)下請契約における取組
- 下請契約においても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を考慮し て適正な工期を設定。
- 下請代金は、できる限り現金払いを実施。
- 週休2日の確保に向け、日給制の技能労働者等の処遇水準に留意。
- 一人親方についても、長時間労働の是正や週休2日の確保等を図る。
- (5) 適正な工期設定等に向けた発注者支援の活用
 - 工事の特性等を踏まえ外部機関(CM企業等)を活用。

4. その他(今後の取組)

建設工事の発注の実態や長時間労働是正に向けた取組を踏まえ、<u>本ガイドラインについてフォローアップを実施し、適宜、内容を改訂</u>。_の

関連する建設業法の規定(例)



(不当に低い請負代金の禁止)

第19条の3 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

(建設工事の見積り等)

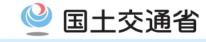
- 第20条 建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種別ごとに 材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして、建設工事の見積りを行うよう努めなければなら ない。
- 2 建設業者は、建設工事の注文者から請求があつたときは、請負契約が成立するまでの間に、建設工事の見積書を交付しなければならない。
- 3 (略)

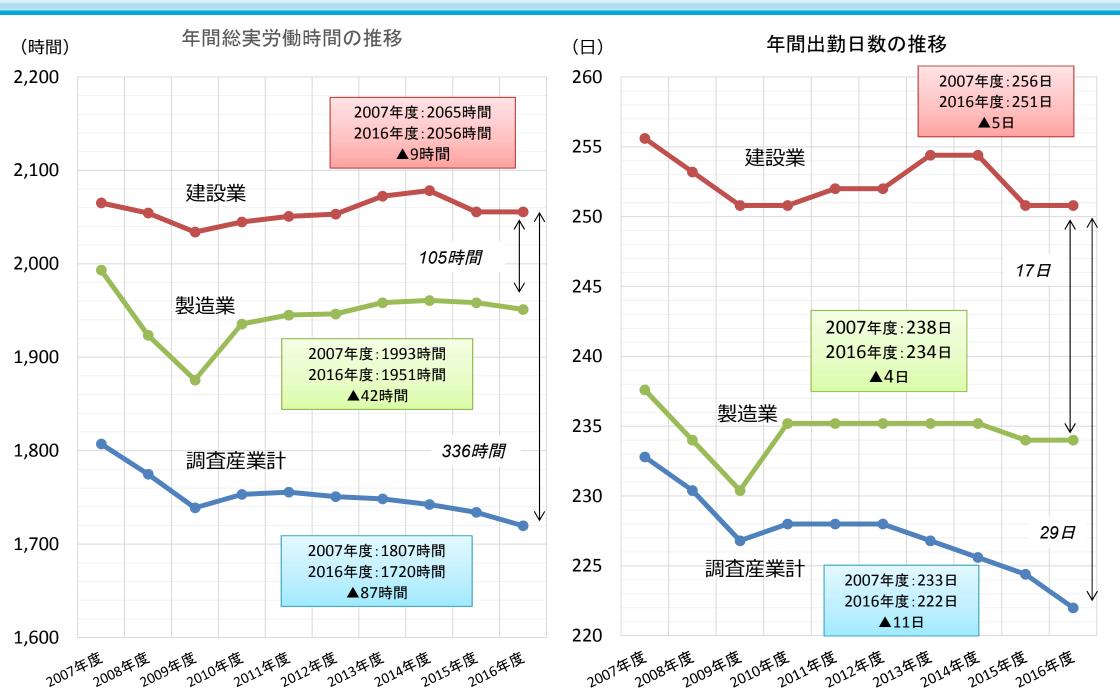
(下請代金の支払)

- 第24条の3 元請負人は、請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となつた建設工事を施工した下請負人に対して、当該元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び当該下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならない。
- 2 元請負人は、前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他 建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければならない。

(参考)第1回基本問題小委員会資料

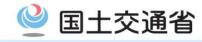
実労働時間及び出勤日数の推移(建設業と他産業の比較)



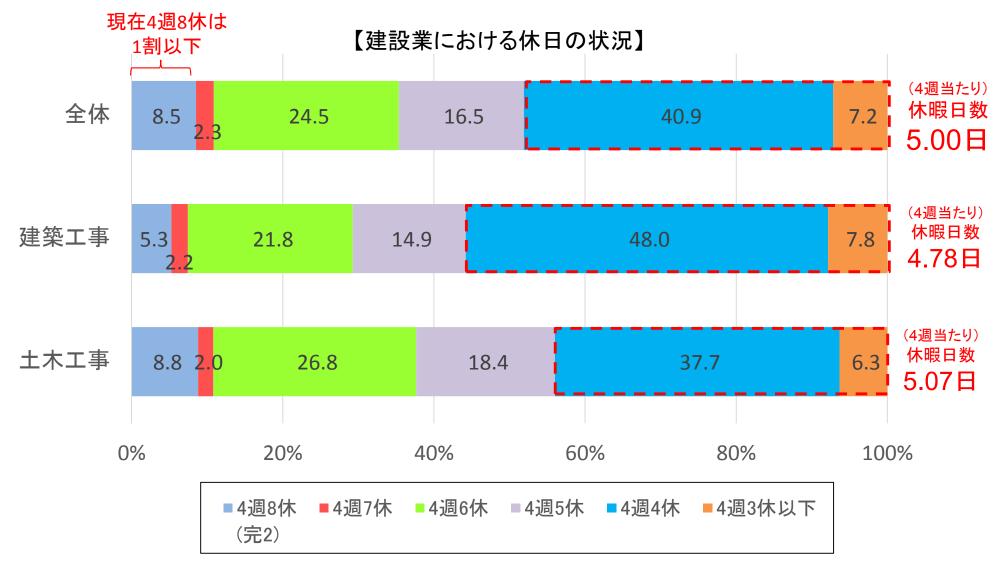


出典: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

建設業における休日の状況



○ 建設工事全体では、約半数が4週4休以下で就業している状況。



※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。 出典:日建協「2017時短アンケート(速報)」を基に作成 13

【建設業】

(現行の適用除外等の取扱)

建設事業については、限度基準告示の適用除外とされている。これに対し、今回は、罰則付きの時間外労働規制の適用除外とせず、改正法の一般則の施行期日の5年後に、罰則付き上限規制の一般則を適用する(ただし、復旧・復興の場合については、単月で100時間未満、2か月ないし6か月の平均で80時間以内の条件は適用しない)。併せて、将来的には一般則の適用を目指す旨の規定を設けることとする。5年後の施行に向けて、発注者の理解と協力も得ながら、労働時間の段階的な短縮に向けた取組を強力に推進する。

(取引条件改善など業種ごとの取組の推進)

取引関係の弱い中小企業等は、発注企業からの短納期要請や、顧客からの要求などに応えようとして長時間労働になりがちである。商慣習の見直しや取引条件の適正化を、一層強力に推進する。

建設業については、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保など、民間も含めた発注者の理解と協力が不可欠であることから、発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置するとともに、制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組に対し支援措置を実施する。また、技術者・技能労働者の確保・育成やその活躍を図るため制度的な対応を含めた取組を行うとともに、施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等により生産性の向上を進める。

建設業における時間外労働規制の見直し

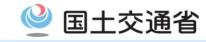
見直しの方向性

	現行規制	見直しの内容「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日決定)
F 51	≪労働基準法で法定≫	≪同左≫
原則	(1)1日8時間・1週間40時間	
	(2) 36協定を結んだ場合、 協定で定めた時間まで時間外労働可能	
	(3) <u>災害その他、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能</u> (労基法 33条)	
V	≪厚生労働大臣告示:強制力なし≫	≪ <u>労働基準法改正により法定</u> : <u>罰則付き</u> ≫
36協定の 限度	(1)・原則、月45時間 かつ 年360時間	(1)・原則、月45時間 かつ 年360時間
	・ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上 限なし(年6か月まで)(特別条項)	 特別条項でも上回ることの出来ない時間外労働時間を設定 ① 年720時間(月平均60時間) ② 年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定 a. 2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内(休日出勤を含む) b. 単月100時間未満(休日出勤を含む) c. 原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限
	(2)・ <u>建設の事業は、(1)の適用を除外</u>	(2)建設業の取り扱い ・施行後5年間 現行制度を適用 ・ <u>施行後5年以降</u> 一般則を適用。ただし、災害からの復旧・復興については、 上記 (1)②a.b.は適用しない(※)が、将来的には一般則の適用を目指す。 ※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも臨時の必要性がない場合 は対象とならない

「働き方改革実行計画」※に記載された今後の取組 ※3月28日働き方改革実現会議決定

- 適正な工期設定、適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等に向け、**発注者を含めた関係者で構成する協議会を設置**
- 制度的な対応を含め、時間外労働規制の適用に向けた必要な環境整備を進め、あわせて業界等の取組を支援
- 技術者・技能労働者の確保・育成やその活用を図るための、制度的な対応を含めた取組
- 施工時期の平準化、全面的なICTの活用、書類の簡素化、中小建設企業への支援等による生産性の向上

建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議等について



開催趣旨

■ 建設業について、時間外労働規制の適用に向けて、発注者を含めた 関係者による協議の下、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、 週休2日の推進などによる休日確保等に関する取組を推進するた め、建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議(以下「連絡会 議」という。)を開催する。



→ 第1回連絡会議
平成9年6月9日

構成員

(平成29年9月1日現在)

長: 野上 浩太郎 内閣官房副長官

議 長 代 理: 牧野 たかお 国土交通副大臣

副 議 長: 古谷 一之 内閣官房副長官補(内政)

構 成 員: 内閣府政策統括官(経済財政運営担当)

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部長

総務省自治行政局長 財務省主計局次長

文部科学省大臣官房文教施設企画部長

厚生労働省大臣官房総括審議官

厚生労働省労働基準局長

農林水産省大臣官房総括審議官

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

資源エネルギー庁電力・ガス事業部長

国土交通省大臣官房長

国土交通省大臣官房技術審議官

国土交通省大臣官房官庁営繕部長

国土交通省土地・建設産業局長

国土交通省鉄道局長

防衛省施設監

事 務 局: 内閣官房(国土交通省・厚生労働省協力)

開催経緯等

平成29年

6月29日 第1回関係省庁連絡会議

■今後の取組の方向性(適正な工期設定、平準化、生産性向上等)について 確認

7月28日 主要な民間発注団体 (経団連、日商、電事連、ガス協、 不動協、民鉄協)、建設業団体及び労働組合が参画する 「建設業の働き方改革に関する協議会」を設置

- ■建設業団体には、下請も含めた請負契約における適正な工期設定や適切な 労務管理の徹底を要請
- ■主要な民間発注者には、適正な工期設定等を要請
- ■「適正な工期設定等のためのガイドライン」策定など今後の取組方針を確認

8月28日 第2回関係省庁連絡会議

- ■「適正な工期設定等のためのガイドライン」を策定
- ■各省庁等における取組状況について説明

平成30年

2月20日 第3回関係省庁連絡会議

■各省庁等における取組の進捗状況等について説明